

# 組長会議 8月度 H.23.8/7(金)

## 1. 羽津地区一斉清掃

○日 時 7月3日(日) 08:00~ 小雨決行

※ ドラックユタカ西の用水 } を助け合、清掃す。  
※ 14番組内の用水 }

○集合場所 予供広場  
○時 間 08時

○ゴミの出し方

1) 土のう袋… 泥、泥付草葉  
2) ビニール袋(ポリ袋)… 草、葉、枝など焼えるゴミ。

それぞれ分けて袋に入れて出して下さい。  
土のう袋とビニール袋は別々に出すこと。

※例

土のう袋。 ビニール袋と表示出す。

※ 一斉清掃用  
(組長様)

土のう袋とビニール袋  
お茶 } 6/25日㈯までに

取扱いまで下さる。(※参加者分)

2. 羽津地区 防災訓練 9月11日(日) 羽津小学校

3. 羽津地区 運動会 10月23日(日) 羽津小学校 校庭

4. 羽津地区 文化祭 11月5日~6日(日) 羽津小学校 体育館

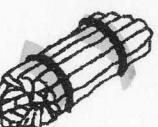
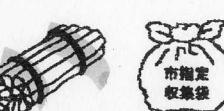
5. ゴミの仕事

1) 燃えるゴミは水・金曜日 朝に出すこと。

2) 再生・埋立ゴミは正しく出すこと。

3) スプレー缶はガス抜きをすること。

時間も守ること。

ごみの種類	ごみの分別	ごみの出し方
側溝の汚泥 泥付き草 プラスチック類 汚れたペットボトル	埋立ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土のう袋に入る。土のう袋のライン(目印)まで入れる。 (人が片手で持てる重さ)</li> <li>●南京袋、肥料用のビニール袋(重いもの)や ダンボール箱(水気で底が抜けます)には入れないでください。</li> </ul> 
樹木・枝・竹	太さ5寸を超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>●長さ1メートルまでに切ってひもで両端を束ねる。 (人が片手で持てる重さ)</li> </ul> 
	太さ5寸までのもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>●長さ 50 寸までに切って、一般ごみ用ポリ袋(市指定袋)に入れるか、またはひもで両端を束ねて出す。 (人が片手で持てる重さ)</li> </ul> 
草・落ち葉	一般ごみ (燃えるごみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般ごみ用ポリ袋(市指定袋)に入れる。</li> <li>●草や落ち葉は土を十分落とす。 (人が片手で持てる重さ)</li> </ul> 
空き缶・金属類	再生可能物	<ul style="list-style-type: none"> <li>●少量の場合は次回の再生可能物の収集日に再生可能物(金属類) の置場に出してください。 (その日まで自治会で保管してください。)</li> </ul>
空きビン		<ul style="list-style-type: none"> <li>●少量の場合は次回の再生可能物の収集日に再生可能物(ビン) の置場に出してください。 (その日まで自治会で保管してください。)</li> </ul>

## お願い

◎ごみ収集袋は地区市民センターで必要数を受け取ってください。収集袋は2種類です。

土のう袋…泥、泥付き草用

一般ごみ用ポリ袋…草、葉、枝など燃えるごみ

・ビン・カン

※それぞれ分けて袋に入れてください。

注

必ず指定の袋に入れるか、枝などはひもで縛って束にしてください。袋に入っていないとき、束にされていないときや、樹木、枝、竹などで長いままのときは、収集できない場合があります。

◎町内のごみ置場には集積しないでください。  
(通常のごみ収集ができない場合があります。)

◎集積箇所は、できるだけまとめて少なくしてください。

◎ごみの収集は2台車以上の車両で行いますので、集積箇所はできるだけ広くして安全な場所にしてください。

◎市の管理する公園のみの清掃は、市の市街地整備・公園課に、収集の依頼をしてください。

◎自治会の町内清掃に便乗して、家庭から出たごみや、庭木のせん定木などが出されることのないようお願いします。

◎実施後、集積場所及びごみの種類別(どろ、草等)の数量(袋の数)をゼンリン地図に記入して、地区市民センターへ提出してください。

事前に集積場所が確定している場合は、場所だけを記入した地図を市民センターへ予め提出し、実施後、数量の報告をお願いします。

※地区の一斉清掃などの場合は、少しでも対応を早くするため、必ず事前に集積場所の報告をお願いします。

◎収集までに1週間ほどかかる場合がありますので、ご了承ください。

◎地区行事等(盆踊り、運動会、文化祭など)で出たごみは実施団体で処理してください。(生活環境課としては収集できません。)

# 別名寺一自治会 地区一斉清掃時、ゴミ置場



# 安全で安心して暮らせるまち“羽津”を目指して!

## 羽津地区市民センターから消費者被害・不審者等情報

### 1. 桜台一丁目地内で不審者(三重県警四日市西署より情報)

5月9日(月)午後2時30分ころ、桜台一丁目地内で小学生の女児らが下校途中、知らない男に声をかけられた。

☞不審者の特徴…男(60歳くらい、青色ジャージ上下、赤色帽子)

### 2-1. 東日野町地内で変質者(三重県警四日市南署より情報)

5月11日(水)午後3時ころ、東日野町地内で女子中学生らが下校途中、前に立ちふさがって下半身を露出した男を目撃した。

☞不審者の特徴…男(40~50代、160cm位、灰色パーカー、灰色ニット帽)

### 2-2. 東日野町地内で不審者(笠川中学校より情報)

5月11日(水)、東日野町地内で下校途中の女子中学生が下半身を露出した不審者に遭遇した。

### 3-1. 日永地区で変質者(南中学校より情報)

5月16日(月)15時30分過ぎ、前田町24番地の公園において、30歳代と思われる男が近づいてきて、本校女子生徒に声をかけるとともに下半身を露出した。生徒本人が学校へもどり報告をした。すぐに南署へ連絡し、警邏を依頼した。

男は、灰色ニット帽、メガネ、白いランニング用のスパッツを着用していた。

### 3-2. 日永地区で変質者(三重県警四日市南署より情報)

5月16日(月)15時30分ころ、前田町地内で女子中学生らが遊んでいたところ、男がふらふらと近づいてきて下半身を露出した。

☞不審者の特徴…男(灰色パーカー)

### 4. 緑丘町地先で不審者(山手中学校より情報)

5月16日(月)19時30分ごろ、山手通り三交羽津山バス停を歩いていた女性が、突然男に口を押さえられ押し倒された。幸い女性に被害はなく、地域の方がすぐに四日市北警察に通報した。

### 5. 曙二丁目で変質者(三重県警四日市南署より情報)

5月18日(水)午前11時ごろ、曙二丁目で女子中学生が歩いていたら、車の男に「道を教えてほしい」と声をかけられ、近づくと男は車内で下半身を露出していた。

☞不審者の特徴…男(20~30代)、車(白色乗用車)

### 6. 常磐地区赤堀で痴漢被害(人権プラザ赤堀より情報)

5月19日(木)12時ごろ、人権プラザ赤堀付近で、女子高校生がバイクに乗った男性から痴漢被害に遭った。

### 7. 諏訪町で変質者(中央小学校より情報)

5月20日(金)15時過ぎ、諏訪町三滝通り沿いの歩道において、自転車に乗った男が近づいてきて、女子児童に声をかけるとともに下半身を露出した。児童が逃げると男も自転車で離れていった。

#### 8. 南いかるが町で不審者(羽津中学校より情報)

5月21日(土)午後5時30分ごろ、女子中学生(1年)が南いかるが町9番12号付近の東西道路を歩いていたら、男が後ろ(女子中学生)を意識しながら前を歩いていたので、不審に思い立ち止まったところ、振り向いて女子中学生に向かって走って近づいてきた。

☞不審者の特徴…男(20~30代、細身で短髪、黑白縦縞長袖Tシャツ・Gパン)

#### 9. 塩浜地区で不審者(塩浜小学校より情報)

5月24日(火)15時50分頃、児童数名が下校中、ヘルスプラザ辺りから西へ中里町辺りまで(約800m)、野球帽子をかぶり、サングラスをかけ、黒いリュックを背負った男にあとをつけられた。声をかけられた等直接的な被害はなかった。

## ■ 住宅地図調査実施について（総務課）

住宅地図の㈱ゼンリンでは、住宅地図作成のため、次のとおり現地調査を実施するそうです。

1. 調査時期 平成 23 年 6 月中旬～平成 23 年 10 月下旬頃まで
2. 調査区域 四日市市全域
3. 調査内容 個人宅代表者名・事業所名・住所を表札・看板にて確認、若しくは居住者への聞き込み確認。その他、地形・建物形状・交通情報等
4. 調査員 現地調査員は、ユニフォーム若しくは腕章を着用し、社員証又は調査員証を携行
5. 連絡先 〒514-0013 津市海岸町 4-12 ㈱ゼンリン津支店 担当:林  
TEL 059-227-8426 FAX 059-227-2807

※ 住民の方からの問い合わせ等が考えられますので、地域住民の方への周知をお願いします。

## ■ 特定外来生物として指定された「オオキンケイギク」について（環境保全課）

オオキンケイギク(大金鶏菊)は北アメリカ原産の宿根草で、明治時代に観賞目的で導入されたが、繁殖力が強く、各地で野生化しており生態系に悪影響を及ぼしかねないことから、2006 年 2 月 1 日より外来生物法に基づき特定外来生物として栽培・譲渡・販売・輸出入等が禁止となりました。

現在、羽津地区内でも多く見られますが、同法では、個人が栽培しただけであっても、懲役または罰金(3 年以下の懲役、300 万円以下の罰金)が科せられますので、無許可では栽培しないでください。(趣味園芸目的には許可是下りることなく、指定以前から栽培している等を理由に栽培を継続する場合にも管理や届出が必要です。)

